

基本方針

1) 苦情処理の徹底

介護現場における高齢者虐待を防止するために、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(注1: 高齢者虐待防止法第20 条参照)

2) 虐待の早期発見

日々の利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた利用者については、速やかにサービス担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。(注2: 高齢者虐待防止法第5 条第1 項参照)

3) 市町村への通報

職員は、利用者居宅内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、その利用者の生命または身体に重大な危険が生じているときは、速やかに、これを市町村に通報する。

◇地域包括支援センター

・地域包括支援センターふじみ苑 電話番号: 049-251-1030

・地域包括支援センターえぶりわん鶴瀬nisi 電話番号: 049-293-8330

(注3: 高齢者虐待防止法第21条第1 項参照) (注4: 高齢者虐待防止法第21条第6 項参照)

また、この通報を行った職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行わない。

(注5: 高齢者虐待防止法第21 条第7 項参照)

ヘルパーステーション ReStart Home 身体拘束防止委員会

基本方針

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することである。また、利用者の尊厳ある生活を阻害するものである。したがって、当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化することはしない。

職員一人一人が身体的、精神的被害を理解し拘束廃止に向けた意識を持つこと、身体拘束をしないケアを見出すことに努めること、利用者が安心して生活できるように環境を整えていく。

1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

平成11年厚生省令第39号「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」の中の第11条4項において「施設サービスの提供に当っては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体拘束)を行ってはならない。」とされている。

2) 緊急・やむをえない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供することが原則。しかしながら、以下3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- 切迫性: 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 一時性: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。